

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、満濃池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）天川導水路地区）を行うことについて平成31年1月21日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課、善通寺市産業振興部農林課、琴平町農政土木課、多度津町産業課及びまんのう町建設土地改良課において平成31年1月31日から同年2月20日まで縦覧に供する。

平成31年1月29日

香川県知事 浜 田 恵 造